

## 1 人権が尊重され、市民が主役となるまち

## 1 平和の希求・人権の尊重

## ○目指すまちの姿

平和の大切さや尊さを自分ごととしてとらえ、市民一人ひとりの人権が尊重されるとともに、性別や文化にとらわれず互いに認め合い、誰もが能力、個性を発揮し、自分らしく暮らすことができています。

## ○施策の現状と課題

- ① 平和宣言都市であるとともに、平成 21(2009)年度から、核兵器のない平和な世界の実現を目的とした「平和首長会議」に加盟しています。また、多摩地域 26 市で平和首長会議東京都多摩地域平和ネットワーク会議が結成されました。世界では紛争が絶えない地域が存在している中、子どもの頃から平和の尊さについて考える機会の創出等、平和の大切さを次世代に継承していくよう取り組んでいます。戦争体験を継承できる世代が減少していることから、日常における平和の大切さを実感し、自分ごととして考えられる意識の醸成が必要です。
- ② 令和 2 年度の「人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例」施行に伴い、狛江市人権尊重推進会議を設置し、市の人権施策の取組について評価を行いました。人権に関する市民意識調査、狛江市人権施策推進指針の策定、人権啓発誌の全戸配布や人権啓発講演会等を行っています。人権尊重は各分野に跨るものであり、人権が尊重される環境づくりに努めているところですが、人権について考える機会を提供し、市民一人ひとりの人権意識を高められるよう、効果的な啓発等を行っていく必要があります。
- ③ 女性のためのカウンセリングや啓発誌発行、講演会を開催し、フォーラムでは会場とオンライン形式を併用する等、参加しやすい環境づくりを行っています。市の審議会等に参加する委員の女性割合は**増加傾向ではありますが**、4割を下回っています。
- ④ 世界フォーラムが公表している男女の格差を測るジェンダーギャップ指数が世界的に見ても低い状況にあり、依然として性別による固定的役割分担等の偏見は解消されていません。性別や自分が育ってきた家庭環境にとらわれず、時代の変化に合わせて多様な価値観があることを認識し、理解を深められるような意識の醸成が求められます。
- ⑤ 市の相談窓口では、従来実施していた「女性のためのカウンセリング」に加え、「こころのカウンセリング」を実施し、性別にかかわらず相談できる環境を整えたほか、人権啓発紙でLGBTQ+に関する特集を組む等、多様な性のあり方に関する意識啓発を行っています。男女共同参画だけではなく、多様な性のあり方も含めて、誰もが自分らしく生きられるような環境づくりにつなげることが必要です。
- ⑥ 国際交流協会では、多文化の理解を深めるための活動や市民と外国人との交流の場を提供しています。また、NPO 法人「にほんごしえん」と協力して、日本語教室や外国語通訳ボランティア派遣、小中学校での外国籍児童生徒への日本語支援、生活言語支援等を行っています。市内在住の外国人が安心して地域の一員として暮らすことができるよう、調査や取組の中で、どのようなことに不便や悩みを抱えているか現状を把握し、必要な支援を行うこと等により、共に安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。

## ○施策の方向性

方向性 1	平和に対する意識啓発
・昭和 20(1945)年に狛江で空襲があったことを伝える取組等、幅広い年齢層の市民に対し、平和について考える機会を提供していきます。また、デジタル技術等を活用した次世代への意識啓発について検討を行い、平和な日常の大切さについての意識醸成を進めます。	

方向性 2	人権が尊重される環境づくり
・「人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例」に基づいた関係機関等との連携により、啓発、相談等の取組を行います。様々な分野において市民一人ひとりが個人として尊重されるまちづくりを総合的に推進し、人権が尊重される環境づくりに取り組んでいきます。 ・多様な個人が尊重される社会の推進に向けて、理解を深める取組等を行っていきます。	

方向性 3	性別にかかわらず活躍できる社会の推進
・家事や育児等を分かち合い、柔軟な働き方ができる環境の整備に向け、誰もが活躍できる環境づくりの推進やワークライフバランスの推進に関する講座や啓発イベント、相談等を実施します。 ・各種審議会等の委員に性別による偏りが生じないよう、様々な視点からの意見を取り入れることにより、性別にかかわらず誰もが幅広くまちづくりに参加できる環境づくりを推進していきます。	

方向性 4	多文化共生社会の推進
・市政情報の多言語化や生活・教育に関する支援等を行うことで、在住外国人が日本人と同じように、それぞれのライフステージにおいて安心して地域の一員として暮らすことができる環境づくりを推進していきます。 ・多様な文化への理解を深めるための取組や、在住外国人も参加できるイベントを企画するとともに、現状を踏まえた適切な支援を行う等、共に暮らしていける地域社会づくりを推進していきます。	

## 1 人権が尊重され、市民が主役となるまち

# 2 市民参加・市民協働の推進

### ○目指すまちの姿

多くの市民が市政に興味を持ち、まちづくりに主体的に参加することで、狛江に愛着を持って暮らしています。また、市民や団体等と行政による適切な役割分担のもと、協働してまちづくりを進めています。

### ○施策の現状と課題

- ① 行政活動の企画立案から実施・評価に至るまで、市民が様々な形でまちづくりに参加する「市民参加」と、市民公益活動を行う団体と行政が、地域活動に協働で取り組む「市民協働」について、平成15(2003)年に「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」を制定し、市のまちづくりの基本としています。令和5年には、同条例を改正し、「市民協働」の定義について、団体に限らず、市民や事業者等、様々な主体との連携が求められることから、協働主体の範囲を広げるとともに、各主体が連携、協働してまちづくり活動に取り組むように改めました。市民協働事業提案制度は、団体からの提案や行政提案が事業に結びつく件数が少ない状況にあります。行政だけではなく、市民や団体、事業者等の多様な主体による協働の輪を拡げ、地域課題の解決に向けた取組等により、持続可能で新たな価値を創出できる共創のまちづくりを進める必要があります。
- ② 無作為抽出による市民委員の募集により、審議会等における市民委員充足率は高くなっていますが、市民委員の年代は、現役世代や若年層の参加が少ない状況にあります。より幅広い年代が参加しやすくなるよう、市民委員等候補者登録制度の創設や多くの審議会等でオンライン参加を可能としたり、日中ではなく夜間に会議を開催する等、現役世代も参加しやすい環境づくりを進めています。より多くの方に市政に関心を持ってもらえるような情報発信やきっかけ作りが必要です。また、市民委員として参加したことの成果や意義が感じられるよう、審議会等でのわかりやすい説明や市政への反映が実感できることも求められます。
- ③ 市民活動支援センターは開設8年目を迎え、新たな団体が設立する等、団体への支援や市民活動の活性化につながっています。市民センターへの移転後は、複合施設として、より人が集まりやすい場所となる利点を活かし、センターの周知及びボランティアや市民活動に関心を持つ人材の掘り起こし等を行っていく必要があります。また、市民活動に関心がある層だけではなく、新たな潜在層も含めた担い手の掘り起こしやマッチング、地域における多様な主体間の連携や多様な分野での活動が更に活性化するよう、センター機能の強化も必要です。他分野事業との連携等により、市民が市民活動に触れるきっかけを増やすことで、市民活動に取り組みやすくすることが求められています。

### ○施策の方向性

方向性1	まちづくりに参加しやすい仕組みづくり
・無作為抽出による市民委員の募集、公募市民委員等候補者登録制度により、これまでまちづくりに関わることのなかった市民に対して、市政に関心を持ってもらうためのきっかけづくりや、幅広い年齢層が市民参加できる仕組みづくりを推進していきます。また、オンライン会議等の活用をはじめ、現役世代や若年層が参加しやすい環境設定等を行うことにより、これまで参加率の低かった市民層の現役世代の意見を捉え、まちづくりに反映させていきます。	

方向性2	協働の裾野の拡大
・より効果的な市民協働の推進を図っていくためには、市民や団体等と行政がそれぞれの強みと弱みを理解し合い、その強みを最大限に活かして協力していくことが重要です。協働の裾野を更に広げていくため、コンパクトである地域特性を活かし、様々な市民や団体等が活動しやすい仕組みづくりを推進していきます。 ・事業者を含めた様々な主体との連携を深め、それぞれの強みを生かすことで、地域課題を解決できるような体制づくりを進めます。 ・市民協働に対する理解を深め、意識を醸成する取組を行っていくことで、協働の推進の核となるような市民・職員を育成していきます。	

方向性3	市民活動支援センター(こまえくぼ1234)を中心とした市民活動の活性化
・市民センターへの移転により、視認性が高まることを踏まえ、センター機能や市民活動に関する情報発信等を行います。 ・今まで市民活動を行ったことがない潜在層にアプローチし、市民活動に触れるきっかけづくりを行う等、より集まりやすいセンターとすることで、市民活動の拠点としての機能を発揮していきます。 ・センターを中心に、様々な手段や機会を通じた新たな担い手の掘り起こしを推進していくことで、地域における多様な分野での市民活動につなげていきます。	

1 人権が尊重され、市民が主役となるまち

### 3 市政情報の共有

#### ○目指すまちの姿

わかりやすい情報発信等により、誰もが市政情報を入手しやすい環境が整っています。また、行政運営の透明性が確保されていることで、市民と市が市政情報を共有し、市民の声を市政に反映できる市民参加・市民協働によるまちづくりが進んでいます。

#### ○施策の現状と課題

- ① 市民ニーズに対応し、地域課題を解決するため、市民が必要としている行政情報を積極的に発信・公開しています。広報こまえを月2回発行し、市民にとって重要な市政情報等を発信しているほか、安心安全通信やこま eco 通信等の担当課で発行する機関紙では、より詳細でわかりやすい情報発信を行っています。広報こまえや各種機関紙はカタログポケット掲載により、音声読み上げや多言語翻訳にも対応しています。併せて、市内掲示板等も活用し、市民が市政情報に触れる機会を増やしています。また、情報収集ツールの変化に対応するため、市ホームページや各種 SNS を活用しながら、市民ニーズの把握に努め、さらに双方向性を意識した情報の共有化を進めています。市公式 LINE では、市からの配信だけでなく、問合せや市民からの通報等、双方向のコミュニケーションによる情報共有に活用しています。今後は、情報の受け手の属性や特徴を踏まえた情報発信や SNS 毎の特徴等を生かし、市内外に向けて効果的かつ効率的な運用を検討する必要があります。
- ② まちづくりに対する意見・要望等を広く市政に反映させるため、政策等の策定に当たり、素案に対するパブリックコメントを実施しています。パブリックコメントで提出された意見等を考慮して政策等を決定し、寄せられた意見とそれに対する市の考え方を公表することで、市民の意向・提言を把握し、市政運営に生かしていくことが求められます。
- ③ 情報公開制度については情報提供制度と併せて運用を行っており、情報公開制度に対応するための文書管理については、令和5年3月より電子決裁の運用を開始し、電子化による文書の管理を推進することで、より検索性が高まり、情報公開制度へ迅速に対応できる体制づくりを推進しました。電子決裁については、電子文書と紙文書の混在に留意しつつ、文書管理の推進を図っていく必要があります。また、情報公開の際の個人情報の取扱いについては、市独自の「狛江市個人情報保護条例」に基づき手続きを行っていましたが、令和5年4月1日から国の個人情報の保護に関する法律の適用を受けることとなったため、法の方針や従来の取扱いからの変更点について周知・啓発を行う必要があります。

#### ○施策の方向性

方向性1	分かりやすく、伝わりやすい情報発信
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市政情報の内容について、市民の目線に立った分かりやすい情報提供に努めます。また、オープンデータ活用の推進等、より多くの市民に理解や関心を持ってもらえるよう取り組んでいきます。</li> <li>・市政情報の発信方法について、市内掲示板や各種 SNS の特徴を考慮し、市政情報を伝えたい対象や世代に合わせた方法により、効果的かつ効率的な発信となるよう取り組んでいきます。また、情報発信ツールの周知等により、必要などきに必要な情報を得られる環境づくりを推進します。</li> </ul>	

方向性2	広聴活動・双方向のコミュニケーションによる情報共有
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民ニーズを把握するための広聴活動を引き続き実施し、市民意見を市政へ反映できる取組を進めます。</li> <li>・市政情報を発信するだけでなく、SNS の活用により情報を共有できるようにする等、市民と行政の双方向のコミュニケーションを通じて市政情報を共有していきます。</li> </ul>	

方向性3	情報公開の推進
<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開の際の個人情報の取扱いについて、従来からの変更点等について周知を進め、情報公開制度を適切に運用するための体制を整備していきます。</li> <li>・情報公開の推進に当たっては、個人情報の取扱いに適切に配慮するとともに、適切に対応するため、文書の管理の徹底を図り、保存期間を満了した文書のうち、歴史的な価値のある文書については、市民と共有できる体制を整備します。</li> </ul>	